

## 社会福祉法人溪仁会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることで全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日までの4年間

### 2 目標と実施期間・取組内容

#### 目標1

中学生・高校生等に対し、インターンシップ等の就業体験機会を提供します。  
子が親の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を開催します。

#### <実施期間・取組内容>

- 令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
- 内部イントラネット・会議体を活用し、周知・啓発します。
  
- 令和 7年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
- 内部イントラネット・広報誌を活用し、取り組み事例を紹介します。

#### 目標2

育児のための所定外労働の制限について、「小学校2年生に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。」と規定します。

#### <実施期間・取組内容>

- 令和 6年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで
- 育児のための所定外労働の制限について、「3歳に満たない子を養育する職員が・・・」を「小学校2年生に達するまでの子を養育する職員が・・・」に変更することを検討します。
  
- 令和 8年 4月 1日付で
- 育児のための所定外労働の制限について、「小学校2年生に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。」と規定して「育児・介護休業等に関する規則」を改正します。
  
- 令和 8年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
- 育児のための所定外労働の制限の対象拡大を周知し、申出者の増加を図ります。